

薔薇の樹苑 通所介護利用料金（厚生労働大臣の定める基準によるもの）

(1) 基本サービス料金（1回の料金）※通常規模型

サービス提供時間	要介護度	算定単位（単位）		地域加算	利用者負担金（円）		
					1割	2割	3割
3時間以上 4時間未満	1	370	1回につき	10.45 (5級地)	387	773	1160
	2	423			442	884	1326
	3	479			501	1001	1502
	4	533			557	1114	1671
	5	588			614	1229	1843
4時間以上 5時間未満	1	388			405	811	1216
	2	444			464	928	1392
	3	502			525	1049	1574
	4	560			585	1170	1756
	5	617			645	1290	1934
5時間以上 6時間未満	1	570			596	1191	1787
	2	673			703	1407	2110
	3	777			812	1624	2436
	4	880			920	1839	2759
	5	984			1028	2057	3085
6時間以上 7時間未満	1	584			610	1221	1831
	2	689			720	1440	2160
	3	796			832	1664	2495
	4	901			942	1883	2825
	5	1008			1053	2107	3160
7時間以上 8時間未満	1	658			688	1375	2063
	2	777			812	1624	2436
	3	900			941	1881	2822
	4	1023			1069	2138	3207
	5	1148			1200	2399	3599
時間延長 8時間を超える場合 (8時間以上 9時間未満)	1	669	699	1398	2097		
	2	791	827	1653	2480		
	3	915	956	1912	2869		
	4	1041	1088	2176	3264		
	5	116	1221	2441	3662		

※令和6年4月1日報酬改定に伴い単位数の変更がっております。

(2) 加算料金（○…あり）

	算定	合成単位（単位）		地域 加算	利用者負担金（円）		
					1 割	2 割	3 割
入浴介助加算 I	○	40	1 日 につき	10.45 (5 級地)	42	84	126
入浴介助加算 II		55			58	115	173
中重度者ケア体制加算		45			47	94	141
個別機能訓練加算	I イ	56	1 月 につき		59	117	176
	II	20			21	42	63
認知症加算		60	1 日 につき		63	126	189
若年性認知症受入加算							
栄養改善加算		150	月2回 限度		157	314	471
口腔機能向上加算 I							
科学的介護推進体制加算	○	40	1 月 につき		42	84	126
生活機能向上連携加算 II		200	1 月 につき		209	418	627
送迎減算		-47	片道につき		-50	-99	-148
サービス提供 体制加算	I	22	1 回 につき		23	46	69
	II	18			19	38	57
	III	6			7	13	19
処遇改善加算	I	合計 単位数の 5.9%	1 月 につき	計算例に基づく			
	II						
	III						
	IV						
介護職員等 特定処遇改善加算 I	○	合計 単位数の 1.2%	1 月 につき	計算例に基づく			
介護職員等 ベースアップ等 支援加算	○	合計 単位数の 1.1%	1 月 につき	計算例に基づく			

利用料金は（１）と（２）の単位数に１単位あたりの単価１０．４５円を乗じて算定し、利用者負担割合に応じた額となります。また、入浴等のサービスを提供しなかった場合、その部分の加算はありません。

（３）その他の費用

厚生労働大臣の定める基準によるもののほかに以下の費用がかかります。

食事代（昼食＋おやつ） ※昼食のみはありません	1食毎	600円
延長食（夕食）		500円
おやつのみ		100円
通常事業の実施地域以外の 地域に係る送迎の追加費用	事業所から 片道1kmを超える毎に	20円（往復）
オムツ代	1枚毎	実費（200円程度）

※その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の負担をお願いすることがあります。